

災害時における歯科医療救護に関する協定

宮崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人宮崎県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における歯科医療救護に関し、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）又は宮崎県地域防災計画に基づき、甲が乙に対して行う歯科医療救護の協力要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、前条に定める歯科医療救護を迅速かつ適切に実施するため、予め歯科医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成計画
- (2) 歯科医療救護班の活動計画
- (3) 郡市歯科医師会と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の確保計画
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（歯科医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する歯科医療救護班は、避難場所及び災害現場等に設置される救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護活動の内容は次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (2) 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) その他状況に応じた措置

（総合調整）

第4条 甲は、乙が派遣する歯科医療救護班が効果的に歯科医療救護活動を行えるよう総合調整を行う。

（歯科医療救護班の派遣）

第5条 甲は、災害救助法、災害対策基本法又は宮崎県地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、第2条に定める歯科医療救護計画に基づき、直ちに歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 乙が派遣する歯科医療救護班の班員は、甲との調整に基づく乙の指示に従って歯科医療救護活動に従事する。

4 本県における災害において、緊急やむをえない事情により、甲の協力要請を受けるいとまのない場合には、乙は、自らの判断により歯科医療救護班を派遣した後に、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、歯科医療救護班の輸送に必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか甲が供給に必要な措置をとるものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 甲及び乙は、協力して、災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関の確保を図るものとする。

(歯科医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方での収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(報告)

第10条 乙は、歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後すみやかに、歯科医療救護活動及び医薬品等使用等の実績をとりまとめ、文書により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第11条 歯科医療救護活動に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(傷害保険の加入)

第12条 甲は、乙が派遣した歯科医療救護班が第3条に規定する歯科医療救護活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、傷害保険に加入する。

(実施細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。

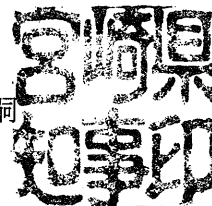
ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年12月17日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事

河野 俊嗣



乙 宮崎県宮崎市清水1丁目12番2号
一般社団法人宮崎県歯科医師会
会長

重城 正敏

